

国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「，別表第2の旧第四小学校地区地区整備計画区域については」を「，前項の規定による場合を除き，それぞれ別表第2の地区整備計画区域及び計画地区の区分（以下「計画地区等」という。）の区分に応じ」に改め，同条第3項中「地区整備計画区域及び計画地区（以下「計画地区等」という。）」を「計画地区等」に改める。

別表第1に次のように加える。

3	平成27年告示第99号に定める国分寺都市計画国3・2・8号線沿道北地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域（次表において「国3・2・8号線沿道北地区地区整備計画区域」という。）
4	平成27年告示第99号に定める国分寺都市計画国3・2・8号線沿道中地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域（次表において「国3・2・8号線沿道中地区地区整備計画区域」という。）
5	平成27年告示第99号に定める国分寺都市計画国3・2・8号線沿道南地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域（次表において「国3・2・8号線沿道南地区地区整備計画区域」という。）
6	平成27年告示第100号に定める国分寺都市計画国分寺駅北口地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域（次表において「国分寺駅北口地区地区整備計画区域」という。）

別表第2に次のように加える。

国A	—	—	110平	—	—	—	20メートル	1	法別表第2
----	---	---	------	---	---	---	--------	---	-------

3地区 2・8号線沿道				方メー トル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
----------------	--	--	--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

域								もの (3) 優れた地域 環境の創出に 特に寄与した と市長が認め るもの	2 (ほ)の 項, (へ)の 項及び(と) の項に規定 する建築物 2 前項の規定 は, 用途を変 更する場合に 準用する。
国A 3地 ・区 2 ・ 8 号 線 沿 道	—	—	110平 方メー トル	—	—	—	20メートル ただし, 次の各 号のいずれにも該 当する建築物につ いては, 25メート ルを上限とする。 (1) 敷地面積が 200平方メー トル以上のもの	1 法別表第2 (に)の項第4 号に規定する 建築物は, 建 築してはなら ない。 2 前項の規定 は, 用途を変 更する場合に 準用する。	
南B 地地 区区 地 区	—	—	—	—	—	—	(2) 国3・2・ 8号線からの 壁面後退距離 を3メートル 以上確保し,	1 次の各号に 掲げる建築物 は, 建築して はならない。 (1) 法別表第	

整備計画区域							かつ、国3・2・8号線に面する間口緑視率が15パーセント以上のもの (3) 優れた地域環境の創出に特に寄与したと市長が認めるもの	2 (に)の項第4号に規定する建築物 (2) 法別表第2 (ほ)の項、(へ)の項及び(と)の項に規定する建築物 2 前項の規定は、用途を変更する場合に準用する。
国広分寺駅北西口地区	前面道路(前面道路が2以上あると	—	100平方メートル	—	国	計画図3・4値	35メートル	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(用語の意義)第1項第1号、第2号及び第6

<p>整備計画区域</p>	<p>の各号の数値とする。</p> <p>(1) 8号壁面線による壁面の位置が定められている敷地は、36/10</p> <p>(2) 前号の場合を除く壁面の位置の制限が定められている敷地は、用途地域に関する都市計画において定められた数値</p>				<p>・ 12 交通広場区画道路</p>			<p>号に規定する営業の用に供する建築物並びに同法第2条第6項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。</p> <p>2 壁面の位置が指定されている道路に面する建築物の地上1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供してはならない。た</p>
---------------	--	--	--	--	------------------------------	--	--	---

だし、兼用住宅、駐車場の出入口、管理人室（居住の用に供しないもの）、廊下、階段、エレベーターその他これらに類するものの用に供する部分並びに国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の施行の際現に存する建築物で住宅及び共同住宅の地上

